

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
第3. 監査の結果と意見
I. 水道事業及び下水道事業共通事項
2. 水道料金及び下水道使用料に係る減免制度
(2) 監査結果と意見
② 減免制度の見直し(意見)
<p>受益と負担を明確にし、負担の公平を図ることを目的として、減免制度の見直しの検討が必要と考える。</p> <p>ア) 他制度との重複 生活保護費には光熱水費が含まれており、生活保護費受給世帯に対する水道料金減免制度は重複している。</p> <p>イ) 制度適用の公平性 減免世帯単独の使用量を把握できない集合住宅に入居する世帯は、減免措置適用対象者であっても減免を受けられない。</p> <p>ウ) 使用量が少ない契約者に対する配慮 独居高齢者世帯に対する減免は制度目的と対象者が整合しておらず、減免対象者ではなく料金制度(基本水量)を見直すことが考えられる。</p> <p>エ) 福祉政策の一元化 次の理由から、減免の財源を一般会計繰入ではなく福祉政策部署の予算とし、福祉政策の一元化をすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策の漏れや重複の回避 ・独立採算事業としての性格 ・事務作業の軽減
8. 一般会計繰入金
(2) 監査結果と意見
① 基準外繰入金について(意見)
<p>現在の基準外繰入金には、水道事業では料金の減免と未普及地域解消に係るものがあり、下水道事業では使用料の減免と融雪槽に係るものがある。これらの基準外繰入金の平成28年度予算は平成27年度よりも減額となっているものの、地方公営企業の原則は独立採算制であり、基準外の繰入に依存した経営は妥当とはいえない。できる限り、基準外繰入金は縮減していくべきである。</p>